

事 務 連 絡
令 和 2 年 4 月 3 日

各務原市内の介護保険サービス事業所
及び有料老人ホーム等の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉関係施設への
経営資金融資について（周知）

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

独立行政法人福祉医療機構では、社会福祉施設等を整備する際に必要となる設置・整備資金や経営資金を長期・固定・低利で融資しており、新型コロナウイルス感染症により、当該施設の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合の経営資金については、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資（以下「優遇融資」という。）を行っております。

この度、独立行政法人福祉医療機構において、周知のチラシを作成いたしましたので、新型コロナウイルス感染症により休業や事業を縮小した社会福祉施設等におかれましては、本優遇融資をご活用いただきますようお願いいたします。

記

1 添付文書

- ・「～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉関係施設の皆さまへ～無担保・無利子で経営資金の融資を行っています」チラシ
- ・令和2年3月31日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡
「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉関係施設への経営資金融資について（周知依頼）」

2 備考

本優遇融資の対象施設については、社会福祉法第2条第2項又は第3項に基づく社会福祉事業であれば基本的に対象になります。

担当	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 (担当 大丸・山村)
電話番号	058-383-2067 (直通)
FAX	058-383-6365 (市代表)
Eメール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp (課代表)